平成２１年（フ）第５号
大津市中央４丁目10番18号
破産者　有限会社服部印刷所
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０４号
京都府京丹後市峰山町荒山1381番地の１
破産者　株式会社ティーエス事務所
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第８５号
鹿児島県鹿屋市串良町有里2092番地１
破産者　中野フヂ子
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２１年（フ）第１３６号
宮城県石巻市湊町２丁目13番地
破産者　木村　廣紀
平成21年11月11日
仙台地方裁判所第４民事部

破 産 終 結

平成１４年（フ）第１３１６３号
大阪市天王寺区逢阪２丁目３番２号
破産者　株式会社三起
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終り、債権者集会は、破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第８６４号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目24番１号
破産者　南　　正義
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第６７号
熊本県天草市牛深町大池田1547番地８、住民票上の住所熊本県天草市久玉町1411番地15
破産者　山下　　光
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第７３号
三重県松阪市平成町14―７、住民票上の住所三重県松阪市飯高町作滝244番地
破産者　松本　　強
1　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
2　一般調査期日　平成22年２月10日午後２時30分
平成21年11月11日　　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３９５３号
大阪府豊中市宮山町３丁目５番14号
破産者　株式会社和成興商
1　破産債権の届出期間　平成21年12月14日まで
2　一般調査期日　平成22年１月25日午後４時
平成21年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３７５号
大阪市平野区平野宮町２丁目４番４号
破産者　平山　善克
1　破産債権の届出期間　平成21年12月17日まで
2　一般調査期日　平成22年２月１日午後３時30分
平成21年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第１００３３号
大阪府箕面市桜５丁目１番30―106号
破産者　アールイーシーこと有限会社アールイーシーこと　横江　仁氏
1　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
2　一般調査期日　平成22年１月25日午後４時
平成21年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２３９号
奈良県桜井市川合251－４ルヴァン桜井401号、開始決定時の住所奈良県大和高田市神楽３丁目１番３―711号
破産者　岸本　重二
1　破産債権の届出期間　平成21年12月25日まで
2　一般調査期日　平成22年２月１日午前10時30分
平成21年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第２７５５号
大阪市天王寺区東高津町11番９号
破産者　株式会社アトラス
特別調査期間　平成21年12月１日から平成21年12月２日まで
平成21年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０号
大分市大字鴛野1068番地の１
破産者　麻生　公則
特別調査期間　平成21年12月10日から平成21年12月25日まで
平成21年11月12日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３００号
鹿児島県鹿児島市南林寺町26番２号
破産者　三和興業株式会社
特別調査期間　平成21年11月24日から平成21年12月４日まで
平成21年11月12日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

債権者集会招集

平成１６年（フ）第１５９９号
北九州市小倉北区三萩野２丁目３番23号
破産者　株式会社クマガイ建設産業
1　期日　平成21年12月22日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２６号
山口県防府市大字上右田1457番地の１
破産者　伊藤緑地建設株式会社
異議申述期間　平成21年12月16日まで
平成21年11月12日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
山口市小郡下郷700番地２
破産者　三好　英二
異議申述期間　平成21年12月16日まで
平成21年11月12日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿児島市高麗町15番27号高麗ハイツ406号
破産者　上園　明年
異議申述期間　平成22年１月11日まで
平成21年11月10日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９２３５号
東京都港区芝４丁目７―６―507、住民票上の住所香川県高松市西春日町1075
破産者　江見　壽建
免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
平成21年11月12日
東京地方裁判所民事第20部